

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《対象》

■ 改訂版ガイドラインにおける記載案

◆ ガイドラインの対象

本ガイドラインは、主に自治体を利用することを想定して作成したものであるが、加えて、その他の主体が人とペットの災害対策を行う際にも参考となることを意識して策定している。また地震、津波、風水害、土砂、火山災害など様々な災害がある中で、本ガイドラインでは、これまでの様々な被災経験や対応例をもとに、将来的に生じると考えられる様々な災害にも対応できるように、災害対策の上での基本的な考え方や対応姿勢を記載した。

さらに本ガイドラインは、主に家庭動物等* のうち犬や猫などのペットとそれらを飼養する被災者を対象とし、避難生活中のペットの適正飼養を支援する観点から、人とペットの災害対策について事前の検討や発災時の対応をする際に活用されることを想定している。

なお、本ガイドラインで示す項目は、飼い主がペットと避難行動を共にすること（同行避難など）を想定しているが、その実施にあたっては、飼い主及び災害対応従事者の安全の確保を前提としている。

* 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年5月28日環境省告示第37号 最終改正：平成25年8月30日環境省告示第82号）

第2 定義

この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬（は）虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物 並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《用語の解説》

用語	解説	
	現行GL記載（H30）	改訂版記載
ペット	本ガイドラインでは、家庭動物等のうち、犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類などを指す。ただし、特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含まない。	家庭動物等のうち、犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類、 爬（は）虫類 を指す。ただし、特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含まない。
飼養		動物を養い育てること。「飼育」と同じ意味だが、本ガイドラインでは「飼養」に統一した。
適正飼養	<p>適正飼養という言葉には幅広い意味があるが、通常、人間社会の中でペットを飼う際に最も重要となるのは、ペットを飼うことが他人の迷惑にならないようにすることである。特に大勢の避難者が共に生活することを強いられる災害時には、この観点からの適正飼養が重要なものとなるが、その実現には、平常時からのペットの十分なしつけや準備が必要である。</p> <p>またペットの飼養者は、ペットの健康と安全を守る責務も負う。この観点からの適正飼養とは、それぞれのペットの習性などを踏まえた、ペットの健康や正常な行動のための適切な飼養をいうが、災害時には、人の健康維持に必要な環境さえ期待できない状況のなかで、ペットの飼養のために必要十分な環境を整えることは難しい。したがってペットの飼養者は、他人に迷惑がかららない状況の確保を常に考えながら、ペット自体の健康と安全が確保できるように努める必要がある。</p>	<p>適正飼養という言葉には幅広い意味があるが、通常、人間社会の中でペットを飼う際に最も重要となるのは、ペットを飼うことが他人の迷惑にならないようにすることである。特に大勢の避難者が共に生活することを強いられる災害時には、この観点からの適正飼養が重要なものとなるが、その実現には、平常時からのペットの十分なしつけや準備が必要である。</p> <p>またペットの飼養者は、ペットの健康と安全を守る責務も負う。この観点からの適正飼養とは、それぞれのペットの習性などを踏まえた、ペットの健康や正常な行動のための適切な飼養をいうが、災害時には、人の健康維持に必要な環境さえ期待できない状況のなかで、ペットの飼養のために必要十分な環境を整えることは難しい。したがってペットの飼養者は、他人に迷惑がかららない状況の確保を常に考えながら、ペット自体の健康と安全が確保できるように努める必要がある。</p>

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《用語の解説》

用語	解説	
	現行GL記載（H30）	改訂版記載
所有者明示	<p>ペットに迷子札、マイクロチップ、鑑札、狂犬病予防注射済票などを装着することにより、飼い主の氏名や連絡先などが把握できるよう明確にしておくこと。このことにより、ペットと飼い主がはぐれた場合でも第三者が飼い主を特定でき、早期の返還につながる。なお、飼い主の名前や連絡先などが特定出来ない首輪のみの装着は、所有者明示としては不十分である。また、マイクロチップを装着した場合は、（公社）日本獣医師会などにマイクロチップ番号と連絡先などを登録しておくことが必要である。</p>	<p>ペットに迷子札、マイクロチップ、鑑札、狂犬病予防注射済票等を装着することにより、飼い主の氏名や連絡先が把握できるよう明確にしておくこと。所有者明示により、ペットと飼い主がはぐれた場合でも、第三者が飼い主を特定でき、早期の返還につながることが期待できる。なお、飼い主の名前や連絡先などが特定できない首輪のみの装着は、所有者明示としては不十分である。また、マイクロチップを装着した場合は、環境省（農林水産省）のデータベースにマイクロチップ番号と連絡先等を登録し、登録事項に変更があった場合には速やかに修正しておくことが必要となる。</p>
放浪動物	<p>本ガイドラインにおいては、災害により飼い主とはぐれるなど、何らかの理由で放浪状態となり、飼い主による飼養管理が受けられなくなったペットを指す。もともとその地域にいた野良犬や野良猫などは含まない。</p>	<p>災害により飼い主とはぐれるなど、何らかの理由で放浪状態となり、飼い主による飼養管理が受けられなくなったペットを指す。もともとその地域にいた野良犬や野良猫などは含まない。</p>
指定公共機関		<p>災害対策基本法第2条第5号に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関。</p>

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《用語の解説》

用語

解説

現行GL記載（H30）

改訂版記載

「自助」とは、自分で自分の身を助けること。他人に依頼せず、自らの力でことを成し遂げること。「共助」とは、互いに力をあわせて助け合うこと。「公助」とは、行政機関などの公的機関が援助すること、といった趣旨で用いられる。

本書では、これらの考え方を、防災の面から以下のように仮定して用いる。

・「自助」：「自分の命は自分で守る」という意味で防災の基本。特に発災直後の行動は、自身の安全を確保するために避難すべきか、そのまま留まるべきかの判断に始まり、自己が所有し管理するペットの安全確保や飼養も自助が原則となる。通常、災害時の対応は、自助が7割とも8割とも言われる。

・「共助」：企業、地域の集まりなどのコミュニティのメンバーが共に助けあうこと。自助による個人の安全の確保が前提条件となる。

・「公助」：行政機関による支援活動であり、初動が遅れる傾向にあるので、「公助」が開始されるまでは実質的に「自助」や「共助」が災害対応上の主体になる。なお、「公助」が開始された後も「自助」が原則となる。

・「自助」：**自分自身を助けること**。「自分の命は自分で守る」という意味で防災の基本。特に発災直後の行動は、自身の安全を確保するために避難すべきか、そのまま留まるべきかの判断に始まり、自己が所有し管理するペットの安全確保や飼養も自助が原則となる。通常、災害時の対応は、自助が7割とも8割とも言われる。

・「共助」：企業、地域の集まりなどのコミュニティのメンバーが共に助けあうこと。自助による個人の安全の確保が前提条件となる。

・「公助」：**行政機関などの公的機関が援助すること**。**行政からの支援は初動が遅れる傾向にあるため**、「公助」が開始されるまでは実質的に「自助」や「共助」が災害対応上の主体になる。なお、「公助」が開始された後も「自助」が原則となる。

「自助」、
「共助」、
「公助」

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《用語の解説》

用語	解説	
	現行GL記載（H30）	改訂版記載
広域支援	<p>大規模な災害の発生時に被災自治体等の機能を復旧し、災害救援活動が開始できるように外部（被災していない自治体等）から支援する仕組み。支援の内容は、機能復旧や救援活動のための人員派遣、意思決定のための情報や資料の提供、災害に関連する情報の収集と発信、現地動物救護本部等の立ち上げのための関係機関等との調整、物資や技術、義援金の支援など多岐にわたる。</p>	<p>大規模な災害の発生時に被災自治体等の機能を復旧し、災害支援活動が開始できるように外部（被災していない自治体等）から支援する仕組み。支援の内容は、機能復旧や災害支援活動のための人員派遣、意思決定のための情報や資料の提供、災害に関連する情報の収集と発信、現地動物対策本部等の立ち上げのための関係機関等との調整、物資や技術、義援金の支援など多岐にわたる。</p>
受援	<p>受援とは、支援を受けること。本ガイドラインでは、主に、支援を受ける際に迅速な受入れ体制がとれるように、その方法や手順をあらかじめ検討し、決めておくことについて取り上げる。</p>	<p>支援を受けること。本ガイドラインでは、主に、支援を受ける際に迅速な受入れ体制がとれるように、その方法や手順をあらかじめ検討し、決めておくことについて取り上げる。</p>
ペット災害支援協議会		<p>(一財)ペット災害対策推進協会 の後継組織として、ペット関連事業者の有志 4 団体（（一社）ペットフード協会、（一社）日本ペット用品工業会、（一社）日本ペットサロン協会、（一社）全国ペットフード・用品卸商協会）が設立した団体。現地動物対策本部等からの依頼に基づき、必要な物資の支援を行っている。</p>

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《用語の解説》

用語	解説	
	現行GL記載 (H30)	改訂版記載
指定緊急避難場所	<p>居住者などが災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所で、市区町村長は「災害の種類に応じて適切な避難場所を予め指定しておくこと」とされている。</p> <p>この災害の種類例としては、「洪水」、「崖崩れ、土石流、地滑り」、「高潮」、「地震」、「津波」、「大規模な火事」及び「内水氾濫や噴火（火山現象）」などがあり、その種類によって、指定を受けた避難場所が異なることに留意が必要である。また、指定緊急避難場所が指定避難所を兼ねる場合もある。（参照：内閣府による指定緊急避難場所の指定に関する手引き：平成29年3月 http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/shiteitebiki.pdf）</p>	<p>居住者などが災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所で、市区町村長は「災害の種類に応じて適切な避難場所を予め指定しておくこと」とされている。（災害対策基本法第49条の4）</p> <p>災害の種類には、「洪水」、「崖崩れ、土石流、地滑り」、「高潮」、「地震」、「津波」、「大規模な火事」及び「内水氾濫や噴火（火山現象）」などがあり、種類によって、指定を受けた避難場所が異なることに留意が必要である。また、指定緊急避難場所が指定避難所を兼ねる場合もある。（参照：内閣府による指定緊急避難場所の指定に関する手引き：平成29年3月 http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/shiteitebiki.pdf）</p>
避難所	<p>災害時に避難するための施設や場所を示す総称。市区町村により指定された指定避難所の他、近隣の公園や駐車場などに住民が集まって生活を始める自発的な避難所もある。</p>	<p>避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設のこと。（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第33条の2第1項第1号）</p>
指定避難所	<p>避難した居住者などが災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった居住者などが一時的に滞在する施設で、市区町村長が指定したもの。</p> <p>一般的にペットの受入れが課題となるのは、この指定避難所である。</p>	<p>避難した居住者などが災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった居住者などが一時的に滞在する施設で、市区町村長が指定したもの。（災害対策基本法第49条の7）</p>

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《用語の解説》

用語	解説	
	現行GL記載 (H30)	改訂版記載
一時預かり		<p>災害時に飼い主に代わってペットを一時的に預かること。</p> <p>飼い主が仕事や自宅の片づけ等で一時的にペットの世話ができない時間帯だけペットを預ける場合や、避難生活期間中はペットを専用の施設に預け、飼い主は別の場所に避難する場合などがある。</p> <p>また、一時預りを行う場所はペットホテル、動物病院、ペットサロン、ペットショップなどの他、災害時に用意されたトレーラーハウス等の動物のみを預かる施設が活用される場合がある。</p>
動物保護施設 (シェルター)	<p>災害時に被災ペットの一時保管や、負傷動物、放浪動物を収容する施設。自治体の保健所や動物愛護センター、民間団体が運営する保護施設など既存の動物飼育施設や敷地を利用して被災ペットを収容する場合と、適切な施設などが確保できない場合や既存施設では収容しきれない場合に、臨時に増設または新設して収容する場合がある。</p> <p>動物救護施設は、災害発生時の緊急時対応を目的とした時限的な施設であり、災害時対応が終息した場合は、発生前の状態に復するのが一般的である。</p>	<p>災害時に被災ペットの一時保管や、負傷動物、放浪動物を収容する施設。自治体の保健所や動物愛護センター、民間団体が運営する保護施設など既存の動物飼育施設や敷地を利用して被災ペットを収容する場合と、適切な施設などが確保できない場合や既存施設では収容しきれない場合に、臨時に増設または新設して収容する場合がある。</p> <p>動物保護施設は、災害発生時の緊急時対応を目的とした時限的な施設であり、災害時対応が終息した場合は、発生前の状態に復するのが一般的である。</p>

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《用語の解説》

用語	解説	
	現行GL記載（H30）	改訂版記載
同行避難	<p>災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難すること。同行避難とは、ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではない。</p> <p>なお、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府）では、「同伴避難」という用語が用いられている。「同行避難」が、ペットとともに安全な場所まで避難する行為（避難行動）を示す言葉であるのに対して、「同伴避難」は、被災者が避難所でペットを飼養管理すること（状態）を指す。ただし、同伴避難についても、指定避難所などで飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることに留意が必要である。</p>	<p>災害発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、安全な場所まで避難する「避難行動」のこと。</p> <p>被災者が避難所等でペットを飼養管理すること（状態）を指す「同伴避難」とは意味が異なる。</p>
同伴避難		<p>災害時に、飼い主が飼養しているペットを指定避難所等で飼養管理すること（状態）。ただし、指定避難所等で飼い主とペットが同室で過ごすことを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難施設ごとに異なることに留意が必要である。</p> <p>また、本ガイドラインでは、避難所等でのペットの飼養環境の違いについて、下記の整理（標記）とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等で飼い主がペットと同室で飼養可能な場合：「同伴避難（同室飼養）」 ・避難所等で飼い主がペットと別室で飼養可能な場合：「同伴避難（別室飼養）」 ・避難所等でペットを屋外で飼養可能な場合：「同伴避難（屋外飼養）」 ・避難所等でペットを車中で飼養可能な場合：「同伴避難（ペットのみ車中飼養）」

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《用語の解説》

用語	解説	
	現行GL記載 (H30)	改訂版記載
分散避難		<p>指定緊急避難場所への避難以外も含め様々な避難行動をとること、またこのような避難行動のあり方は「分散避難」と呼称される。「避難」とは、文字通り「難」を「避」けることであり、小中学校や公民館等の指定緊急 避難場所に行くことだけが避難ではなく、それ以外にも安全な親戚・知人宅やホテル・旅館等の避難先に立退き避難したり、自らの判断で屋内安全確保をする等、様々な避難行動がある。市町村は、指定緊急避難場所の混雑回避等のためにも、居住者等に対して様々な避難行動を推奨することが望ましい。</p>
ペットゾーニング (ペットエリア 分け)		<p>避難者の属性やアレルギー等に配慮して避難施設内または応急仮設住宅等においてペットを飼養するエリアを分けること。</p>
現地動物対策 本部	<p>自治体、地方獣医師会、民間団体等が、災害の発生時に被災地において動物救護活動を実施し、被災ペットや飼い主に対して必要な支援を行うために設置される組織。被災地から避難したペットと飼い主を支援するために、近隣の自治体に設置されることもある。</p> <p>なお本文中で、現地動物救護本部等とあるのは、これまでの災害の際に設置された、同様の機能を持つ組織の名称が「動物救護本部」には限定されていないことによる。</p>	<p>自治体、地方獣医師会、民間団体等が、災害の発生時に被災地において被災ペットや飼い主に対して必要な支援を行うために設置される組織。被災地の被害が大きい場合には、近隣の自治体に設置されることもある。</p> <p>なお、これまでの災害の際に設置された同様の機能を持つ組織の名称は「動物救護本部」や「動物対策本部」「動物救済本部」などがある。</p>